

平成 31 年 4 月 5 日

組合員各位様

山梨県連事務所休館のお知らせ

平素より、当会の運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019 年 5 月 1 日を祝日にすることが閣議決定（2018 年 11 月 13 日）されています。これに伴い、祝日法により祝日に挟まれた 5 月 2 日も休日となるため、4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までを事務所休館といたします。

組合員の皆様におかれましては、休館中は大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

—記—

休館期間 2019 年 4 月 27 日（土）～5 月 6 日（月）

以上